

かがりご

議会だより No.143

新年のごあいさつ	P 2
12月定例会	P 3
議案質疑	P 4
委員会質疑	P 5
議決結果	P 6
議会のうごき	P 7
一般質問	P 8～
苅田町歴史探検隊・あとかぎ	P 20

令和二年

新年のごあいさつ



苅田町議会議長
坂本 東二郎

新年明けましておめでとうござ
います。

町民の皆様方には健やかに新春
をお迎えになられたことと思いま
す。

心よりお慶び申し上げます。
また平素より、町議会に対しま
して暖かいご理解とご協力を賜り
衷心より厚くお礼申し上げます。

昨年はラグビーワールドカップ
が国内で初めて開催され、九州で
も3地区で熱戦が繰り広げられ、
ご承知のようにベスト8に進出し、
我々に大いに勇気を与え、地域の
振興発展にスポーツの持つ爽やか

さ、気概、友好親善力を改めて気
づかせてもらいました。

我々議会も町民の皆様には、より
一層信頼されるよう議会改革を取
り組み、住民の為、幸せを共有で
きる地域づくりの牽引車になれる
よう今まで以上努力してまいる覚
悟でありますので、何卒ご指導、
ご鞭撻をお願い申し上げます。

本年が、皆様にとりまして輝か
しい年となりますよう、ご健康と
ご多幸を祈念して年頭の挨拶と致
します。

苅田町議会議長 坂本 東二郎

子年 (ねずみどし)
エトセトラ



今年の子年です。12年に1度の干支です
ので12年前の出来事をまとめてみました。
本年がみなさまにとって素晴らしい年にな
りますよう苅田町議会全員が願ってい
ます。

2008年(平成20年)はこんな年でした

- ・北京オリンピック・パラリンピック開幕
- ・新語・流行語大賞に『ゲリラ豪雨』が
ノミネート
- ・麻生太郎内閣発足
- ・後期高齢者医療制度スタート
- ・リーマンショック発生
- ・バラク・オバマがアメリカ合衆国
大統領に就任
- ・秋葉原通り魔事件発生

【苅田町では…】

- ・かんだコミュニティ防災無線運用開始
- ・リサイクルセンター稼働

12月定例会

平成31年度荻田町一般会計補正予算等を慎重審議 一般会計補正予算等23件、意見書2件（12月3日～12月20日）

補正予算

平成31年度一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8227万4千円を追加し、補正後の総額は137億8567万6千円。

条例制定

● 荻田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定
国の地方文化財保護法の推進力の強化を図る方針に沿って、更なる適正な管理を行うため。

条例改正

● 荻田町駐在員等設置条例・荻田町交通安全指導員設置条例・荻田町保護委員設置条例・荻田町農政補助員設置条例
地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が導入され、駐在員、交通安全指導員、保護委員、農政補助員が特別職非常勤職員ではなくなるため所要の改正を行うもの。

● 荻田町駐在員等設置条例・荻田町交通安全指導員設置条例・荻田町保護委員設置条例
う、欠格条項等の適正化を図るため所要の改正を行うもの。

● 荻田町文化会館の設置及び管理に関する条例
国の地方文化財保護法の推進力の強化を図る方針に沿って、更なる適正な管理を行うため。

● 荻田町農政補助員設置条例
国の地方文化財保護法の推進力の強化を図る方針に沿って、更なる適正な管理を行うため。

【一般会計（第3号）】	
歳出（増額補正の主なもの）	
・ 過誤納還付金	400 万円
・ 補助金返還金	1,632 万円
・ 自立支援給付費	4,900 万円
・ 障害児通所給付費	5,880 万円
・ 放課後児童対策事業委託料	164 万円
・ リサイクルセンター電気設備改修工事	270 万円
・ 濁水対策事業負担金	464 万円
・ 小波瀬区画整理地内雨水開渠点検業務委託料	500 万円
・ 家屋調査業務委託料	200 万円
・ 河川改良工事	8,500 万円
・ 小学校施設維持補修工事	450 万円

● 荻田町自治功労者及び善行者表彰条例・荻田町公共下水道条例
成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に差別されないよ

● 荻田町火葬施設の設置、管理及び運営に関する条例
火葬場使用料における「町内居住者」と「その他」の区分について、より適確に判断できるように基準を明確化及び墓じまいによる再火葬

● 荻田町火葬施設の設置、管理及び運営に関する条例
火葬場使用料における「町内居住者」と「その他」の区分について、より適確に判断できるように基準を明確化及び墓じまいによる再火葬

● 荻田町火葬施設の設置、管理及び運営に関する条例
火葬場使用料における「町内居住者」と「その他」の区分について、より適確に判断できるように基準を明確化及び墓じまいによる再火葬

その他の議案

● 町道路線の認定
都市計画法第40条の帰属に伴う道路を道路法第8条第1項の規定に基づき町道として認定したいので、議会の議決を求めるもの。

人事案件

● 固定資産評価審査委員会委員の選任
松田正勝氏を引き続き委員に任命したいため議会の同意を求めるもの。

● 行橋市との行橋市成年後見センターの利用

● 行橋市との行橋市成年後見センターの利用

*平成31年度補正予算

議案質疑

平成31年度一般会計 補正予算(第3号)

【総務費】

Q 訴訟業務委託料
15万3千円の内容は。

A 税の関係で訴訟が
提起されている。

Q 何税か。

A 土地に係る固定資
産税。

Q 訴訟の内容は。

A 係争中につき詳細
は差し控えるが、平
成30年4月12日付で
行った土地の固定資
産税の賦課決定処分
に対する取消請求。

【土木費】

Q 今回点検予定の小
波瀬土地区画整理地
内の雨水管渠は、い
つ頃施工されたのか。

A 昭和63年度に施工
している。

Q その時の工法は。

A 現場打ちの鉄筋コ
ンクリートU字水路
となっている。

Q 30年で破損してい
るが、本来の対応年
数は。

A 一般的に同様の工
法のもは50年。

Q 今回の原因は内部
の鉄筋の腐食、断裂
により水路の擁壁が
ずれたことによるも
のとのことだが、1
度目の時の調査は。

A 調査したが原因は
特定できず、擁壁の
移動も見られなかつ
た。

Q 2度目の陥没だが、
1度目はどのような
対応をしたのか。

A 原因が不明であつ
たので、埋め戻しと

舗装の復旧工事を
行った。

Q 今回は水路150
mの工事と併せて同
様の水路2kmを調査
することのだが、
他の地区は点検をし

ないのか。

A 2kmの水路につい
ては、職員の目視で
損傷を確認したため
専門家による緊急点
検を行う。その他の
水路については職員



尾倉3丁目の道路陥没現場

の点検を随時行い、
必要に応じて専門家
による点検を行って
いく。

Q 陥没箇所の150
mについては、今回
の調査で鉄筋の腐食
の原因となった擁壁
内部への浸水の原因
と時期が不明とこの
とだが、今回の工事
の工法で大丈夫か。

A 擁壁が移動した40
mについては既製品
のU字側溝を使用。
継ぎ目がないので浸
水も防げると考えて
いる。

Q 残りの110mは。
A 上部を鉄骨で、下
部を鉄筋コンクリー
トで補強工事を行う。

荻田町保護委員設置 条例の一部改正

Q 改正の内容は報酬
と謝金の文言の変更
のみか。

A 地方自治法、地方
公務員法の改正に伴
い、非常勤特別職の
要件が厳格化された。
非常勤特別職の場合
は報酬、その他の一
般の方への役務の対
価については謝金と
いう形となるため、
明記する。

委員会質疑

総務常任委員会

▼刈田町駐在員等設置条例の一部を改正する条例の制定

Q 謝礼は源泉の対象にならないのでは。

A 税務署の指導により、役場が出す謝礼については源泉をすするようになっている。

▼刈田町自治功労者及び善行者表彰条例の一部を改正する条例の制定

Q 「収入役」の文言を残している理由は。

A 表彰対象公職を通算する際に必要であるため。

産業建設常任委員会

▼平成31年度刈田町一般会計補正予算(第3号)

【繰越明許費】

Q 点検はどのような点検か。

A 専門業者による目視により緊急度を判定する。

Q 目視の基準は。

A 点検の基準があり、それに基づき点検する。

Q 2kmの点検は、同じ工法関連なのか、施工年数なのか。

A 一つは工法的に同じ箇所を点検する。

もう一つは職員が目視で点検の結果、詳細確認が必要な箇所を専門業者に依頼する。

Q 地元説明はいつ行うのか。

A 令和2年1月22日19時から行う。

【債務負担行為補正】

Q 残りのバスの予定は。

A 4台中、3台は入替済。残り1台を購入する予定。

Q 低床バスが1台で、他は小型か。

A 中央ルートが低床バスで、白川ルートがシビリアン、他はハイエース。シビリアンを更新する時は低床バスも含め検討する。



今回更新予定のコミュニティバス

厚生文教常任委員会

▼平成31年度刈田町一般会計補正予算(第3号)

【民生費】

Q 運動習慣定着促進事業委託料の内容は。

A ケアトランポリンを行うための講師委託料。

▼平成31年度刈田町介護保険特別会計補正予算(第3号)

Q 介護保険料は上がっていくのか。

A 当分の間、上がっていくと思う。

▼刈田町霊園条例の一部を改正する条例の制定

Q 改正理由は。

A 使用者が変わっても本町の縁故者のお墓であることに変わりはなく、使用者の住所で管理料に差を

つけることは適当でないと考えたため。

▼刈田町火葬施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定

Q モデルとなった自治体は。

A みやこ町と築上町では同様の取り扱いをしている。



他市町村のケアトランポリンの様子

令和元年第6回 苅田町議会定例会議決結果一覧表

議案番号	議案題名	末石伸二	花見文敏	村上智宣	屏正隆	岩谷潔	尾形均	白石学	友田敬而	榎谷忠明	小山信美	井上修	武内幸次郎	梶原弘子	松蔭日出美	沖永義樹	坂本議長	結果	
議案第78号	平成31年度苅田町一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第79号	平成31年度苅田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	-	可決
議案第80号	平成31年度苅田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第81号	平成31年度苅田町介護保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第82号	平成31年度苅田町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第83号	平成31年度苅田町下水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第84号	平成31年度苅田町水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第85号	苅田町駐在員等設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第86号	苅田町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第87号	苅田町保護委員設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第88号	苅田町農政補助員設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第89号	苅田町自治功労者及び善行者表彰条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第90号	苅田町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第91号	苅田町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第92号	苅田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第93号	苅田町霊園条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第94号	苅田町火葬施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第95号	苅田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第96号	苅田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第97号	町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第98号	行橋市との行橋市成年後見センターの利用に関する協議について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第99号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について(中央公民館屋上防水及び外壁改修工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	可決
議案第100号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	同意
意見書第8号	「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	-	可決
意見書第9号	令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	-	可決

○—賛成、×—反対 ※議長は採決に加わらない。但し賛成、反対が同数の場合は議長判断による。
 ※可決された意見書は、関係機関に送付しました。

議 会 の う ぞ き

10月	15日	初当選議員説明会(議会の基本事項の説明等)	11月	7日	議会広報特別委員会(142号の企画・編集)
	16日	全員協議会(臨時会(初議会)について)		19日	町村議会広報研修会
	24日	令和元年第5回臨時会開会		21日	議会広報特別委員会(142号の企画・編集)
	25日	令和元年第5回臨時会閉会		28日	産業建設常任委員会(都市計画マスタープランについて)
	29日	町村議会議員研修会「地方議会の仕組みと権限」	12月	3日	議会開会
30日	産業建設常任委員会(議会閉会中調査事項の見直しについて)	5日		議案質疑	
		11~13日		一般質問	
			18日	付託委員会	
			20日	議会広報特別委員会(143号の企画・編集)	
					議会閉会

議 会 掲 示 板

インターネット中継実施中!

苅田町ホームページの「インターネット議会中継」をクリックすると、苅田町議会インターネット中継の画面が表示されますので、「ライブ中継」または「録画中継」をクリックし、ご希望の会議映像をご覧ください。

スマートフォンやタブレットでも視聴できるようになりました。

パソコンの場合



ココをクリック!

スマホ・タブレットの場合

QRコードを読み込む



一般質問のページに、質問時の録画映像を視聴できるQRコードを、質問議員ごとに掲載しています。

- 注意事項
- ・録画中継は、ライブ中継終了後4日程度(土・日・休日その他の閉庁日を除く)でご覧になれます。
 - ・映像をご覧になるには、Flash Player プラグインのインストールが必要な場合があります。
 - ・映像配信を多数の方が同時にご覧になった際に、映像が正しく表示されない場合があります。

議会中継アクセス件数

12月末時点アクセス件数

ライブ中継 921件

録画中継 2,086件

(平成31年4月からの累計)

臨時会の

傍聴者

2名

12月議会の

傍聴者

29名

3月定例会の予定

*会期は2月26日(水)から
3月25日(水)まで

*一般質問は
3月5日(木)・6日(金)
9日(月)・11日(水)

*開会時間 午前10時~午後5時

*傍聴受付 庁舎6階にて

*問合せ先 議会事務局

☎093・434・1981

一般質問内容一覧

12月定例会において 12名の議員が質問



質問者氏名	質問要旨	掲載
岩谷 潔	1. ふるさと納税 2. コミュニティバス 3. 与原土地区画整理地東側の工業専用地域	9 ページ
井上 修	1. 主要地方道苅田採銅所線と川（白川）について 2. 日豊本線と貨物線（廃止）の利用について 3. JR小波瀬西工大前駅について	10 ページ
白石 学	1. 公害対策 2. 防災・減災 3. 公共施設の統廃合	11 ページ
尾形 均	1. 地方自治の方針決定のための代表選挙について 2. 人口減少、高齢化加速社会の行政のあり方 3. 教育問題	12 ページ
松蔭日出美	1. 町長のめざす町づくりについて 2. 新たな財源確保について 3. 町所有・未登記の現状	※注
友田 敬而	1. 多発する災害・水害について 2. 本町の消費税増税の影響は 3. 移住・定住対策は	13 ページ
小山 信美	1. 介護者の現状 2. 防災・減災	14 ページ
末石 伸二	1. 商業施設開発について 2. 小波瀬西工大前駅周辺整備事業について	15 ページ
武内幸次郎	1. 都市計画マスタープランについて	16 ページ
梶原 弘子	1. 地方自治体の役割と責任について 2. 国民健康保険税についてきく 3. コミバス料金の改定を願う 4. 公園使用の有料化についてきく 5. 地球環境改善の提案について	17 ページ
坂本東二郎	1. 白川北部地区の下水道整備について	18 ページ
村上 智宣	1. 小波瀬西工大前駅整備事業について 2. 町の広報、広告の現状について 3. 定住化の現状と今後の移住に関する課題について	19 ページ

※注 松蔭日出美議員の一般質問については、原稿掲載を辞退する申し出がありました。

一般質問について掲載している内容は、会議録に基づき質問者自身が要約し広報委員会が校正したものです。なお、一般質問の録画映像は、苅田町議会ホームページでご覧いただけます。

Q 利便性の良い コミバスを

A 利用者の方々から御意見をいただいている



岩谷 潔 (飛翔の会)



ふるさと納税

- Q** 本町の返礼品数は。
- A** 12事業者97品目。
- Q** 平成30年度については3792万5千円だが、今年度は。
- A** 11月末で900万円ほど。
- Q** 今後の積極的な取り組みは。
- A** 県内共通の返礼品を取り扱う事業者登録が1件増加。特産品の紅イモを使ったお菓子の返礼品を3品追加。

- Q** 海産物や農産物は。
- A** カキを予定していたが量を確保できなかった。
- Q** 農政課と連携し農産物を考えるは。
- A** 可能性はある。考えていきたい。
- Q** 寄附金の使い道は。
- A** まちづくり基金に積み立て経常的でない経費に充てたい。
- Q** 本町の将来を担う子供たちの高校までの医療費無償化に使用は。
- A** 寄附金は経常的に

- 見込めないのが難しいが、整備費等には考えられる。
- Q** コミュニティバス
- Q** 利用者数と年齢層は。
- A** 7万9千人。高齢者の方が非常に多い。
- Q** 高齢者の方々が利用しやすいようアンケート等で意見を聞いているか。
- A** 9月のバスの日にアンケートを実施。
- Q** 実用的で利便性の

よいバスを望む。

A 町民の意見を聞き検討する。

**与原地地区画整理地
東側の工業専用地域**

Q 本町所有の土地はあるのか。

A 行政が持っている土地はない。

Q 民間による工業用地の開発が進んでいるが、本町としては。

A 公共の工業団地のような活動はしていない。

Q 都市計画による工業専用地域であるので、町としてある程度関与し、情報や状況把握をするべきでは。

A していない。

Q 企業誘致の努力不足では。

A 与原工業線が整備

されれば開発が進むのでは。

Q 企業誘致のために重要な場所では。

A 立地を旨としている町としては、状況把握をしていきたい。

提言 現状を把握し、現況は農地なので、農業者にも配慮し、有効活用を。



与原地地区画整理地東側の工業専用地域

Q JR小波瀬西工大前駅のアンケート調査は

A 緻密に集計作業中



井上 修 (飛翔の会)



主要地方道苅田採銅所線と白川

Q 管理は県か町か。

A 福岡県である。

Q 山口地区から谷区間道で自動車、農業用器具等のハンドルのとられる危険箇所があるが。

A 工事を発注し、12月中に終わると聞いている。

Q 白川の川は土砂が堆積しており、地球温暖化による集中豪雨で氾濫の危険性が



土砂が堆積した白川

高い。早急に県と協議して工事を。

A 再度、申し入れをしたい。

日豊本線ガード下の利用

Q のぞみヶ丘から与

原小学校まで約2キロある。日豊本線のガード下を利用して通ることに問題があるのか検討しては。

A 要望があれば現地を確認し、検討したい。

JR小波瀬西工大前駅

Q 町長の公約である

JR小波瀬西工大前駅の周辺整備事業調査費として今年度1470万円計上されたが、どのような計画なのか。

A 橋上架駅に限定せず、様々な駅舎形態を考えている。

Q アンケート調査はどのように実施したのか。

A 駅を中心として3000人をランダ



日豊本線のガード下

ムに抽出した。

Q 小波瀬病院、西日本工業大学に協力要請はしているのか。

A 具体的な要請はしていない。

Q 令和2年でバリアフリー等の補助金制

度が終わるが。

A 補助金制度の終了年度については今年度確認したい。

Q 悪臭苦情への対応は

A 現地での原因特定と改善勧告



白石 学 (公明党)



Q 降下ばいじんの測定器は何力所に設置しているのか。

A 調査分析業務のポイントとして、松原、港などの12地点に設置。

Q 臭気指数規制の導入時期は。

A 平成20年度から導入。

Q 臭気指数とは。

A 人の嗅覚によって臭いの強さを数値で表す方法。住民の悪臭に対する感覚により近いものだ。

Q 臭気を測定するのは誰か。

A 悪臭防止法で、国の適性試験に合格した臭気測定士が行う。

Q 平成29年度の公害苦情件数が、環境未来図では6件、まちづくり報告書では14件。数字が違うが。

A 環境未来図は、原因が特定できたものを県に報告、まちづくり報告書は、原因が特定できなかったものを含め、町が受け付けた件数。

Q 事業所と結んでいる環境保全協定とは。

A 水質、待機、騒音、振動などについて、法律の基準値以上の目標を設定し、災害発生時の協力体制を定めるもの。23の事業所と締結。

Q 悪臭防止法の規制区域内でA区域、B区域とあるがどこか。

A 工業地帯に近いほうをA区域、白川地区を中心とした部分をB区域と指定した。

Q 悪臭相談への対応

は。

A 職員を現地に派遣し、原因の確認や特定に力を入れていく。

防災・減災

Q 昨年の7月豪雨では、19件の道路冠水があった。過去は。

A 平成21年度に19件の被害があった。

Q 道路が冠水して浸水する。今後の雨水対策は。

A ポンプ場の能力や柵の拡大、排水路の浚渫・整備を検討。

Q 防災行政無線は、非常時に情報伝達方法として有効か。防災ラジオの普及は。

A 基本的に防災行政無線だが、防災ラジオも含め、今後検討する。

Q 内水ハザードマップ

の周知、活用は。

A 防災マップを今年度中に策定し、そこに内水ハザードマップを掲載する。迅速、安全な避難に活用できる。

Q 内水ハザードマップでは、最大降雨量が153ミリ、本町の最大降雨量48ミリ、どちらを基準に作成か。

A 九州北西部の過去の最大降雨量が153ミリで、その数値を採用した。

Q 与原小学校体育館で、避難所運営訓練があった。ここは浸水想定区域になっているが。

A 今回の避難所運営訓練は、土砂災害を想定したもので、洪水等の訓練ではなかった。

Q 気象非常事態宣言を出している自治体がある。本町も検討しては。

A 防災を含め、町の課題だ。



幸町地区の道路冠水

Q 近年の低投票率対策は

A 選挙への啓発活動を充実する



尾形 均（無党派）



Q 平成31年執行分の県知事選では投票率33・19%。県下最低。町議選は52・2%。これでは民意が反映されていないのでは。

A 選挙に関心を持ってもらうよう啓発活動を行なう。

Q 具体的行動計画は。

A 少し勉強してみたい。

Q 投票は権利か義務か

A 権利だ。国も若年層対策を充実させている。教育の力は重

要だ。

提言 民主主義の根幹

である選挙、一人でも多くの主権者が参加すべく望みたい。県下ワーストワンの低投票率の町にならないようお願いしたい。

災害対策

Q 地球温暖化による異常気象により本町では大雨による土砂災害が起きている。

A 昨年7月豪雨で74

件の通報があった。

Q 同一箇所は。

A 土砂災害は手元がない。

Q 平成26年3月作製のハザードマップがある。これに危険箇所が載っている。これらの箇所はどう対応するのか。

A 避難勧告の発令か応急対応をする。

Q 警戒地域指定地区にハード対策はしないか。

A 大変難しい。大きなお金がかかる。又、

教育問題

私有地に公的資金の投入は難しい。情報発信に従ってはやく避難してもらう。

Q 財産（家）については。

A 難しい。

Q 今年の全国学力テストの結果は。

A 小学校は国、県平均に近い。中学校は国、県に比べて低い。

Q この結果をどう捉えるか。

A 中学校に課題がある。

Q 何故、そうなるのか。

A 中学校は教科担任制。従って担任任せになっている。学校全体で取り組めていない。

Q 苅田町では少人数

学級制を行ってきた。いつから、そしてその費用は。

A 教育改革制度の中で17年度より第1次、第2次計11年間取り組み。費用は計9・6億。

Q これだけのお金を投入して結果はあまり芳しくないのでは。

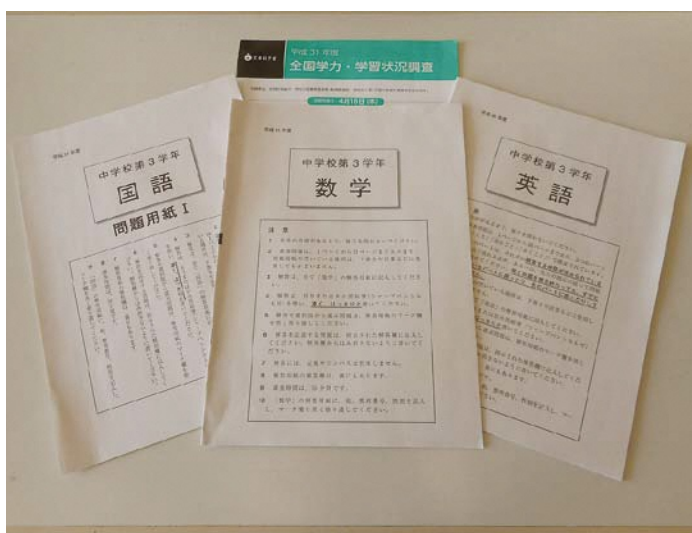
A 一定程度の成果はあったと思う。

Q よそが使っていないお金を苅田町は使っている。その効果はないのか。

A 大変な税金を投入した。今後は今の体制結果をだしたい。

Q 今日、県下半数超の自治体で夏休み短縮を実施している。苅田町で計画は。

A 目下検討中である。



平成31年度全国学力・学習状況調査

Q 多発する自然災害への対応は

A 防災減災の観点から対応



友田 敬而 (大樹会)



Q 昨年の大雨での町内の災害状況は。

A 道路の冠水被害が19件、農地ののり崩壊が10件、床下浸水が16件発生。

Q 災害への対応策は

A 自主防災組織の育成や、防災への啓もう活動を行っている。
Q 25年前に策定した雨水計画が不十分では。

A 雨水計画の見直しが必要。

Q 大雨のたびに床下浸水することは町民

にとって大きな負担である。この問題解消への迅速な対応が、今後の行政課題と考えるが。

A 大変重要な問題であると認識している。来年度予算で雨水計画の見直しを含め対応していく。

Q 冠水解消までの期間は。

A 補助金申請までで三年。その後の工事については、一概に言えない。

提言 一日でも早く、

べきだ。

A 来年度予算で調査研究を行う。

Q 避難弱者への避難対策は。

A 避難行動要支援者名簿登録の制度がある。

Q 避難時には寝具と食料の持参と告知しているが避難行動要支援者には難しい。

A 対応について、検討したい。

Q 消費税増税に対する、本町経済への影響は。

A 極端な、売り上げ減少や、倒産は起きていない。

Q 今回の増税で買占めや、買い控えが起きていないと国は判断しているが、本町は。

A 国の判断と同じ。

Q キャッシュレスによるポイント還元

対して、中小商業者への対応は。

A 商工会議所を通じて啓もう活動や対応を行っている。

Q 本町において売り上げに対するキャッシュレスの比率等は調査しているか。

A していない。

Q 本町の融資制度で資金繰りの援助を実施することで、中小零細業者が、安心して、キャッシュレス化に対応できるが。

A 支援が必要と考えさせられた。

Q マイナンバーポイントが行われるが、対応は。

A 12月予算で支援予算を計上している。

日本どこでも
このマークのお店なら
キャッシュレスで
最大 **5%還元**

※キャッシュレス消費還元事業 消費者還元期間：2019年10月～2020年6月

ポイント還元制度とは

お近くの対象店舗でクレジットカード/デビットカード/電子マネー/QRコード等を使って代金を払うとポイント還元が受けられる制度です。
(原則として、購買金額の5%、フランチャイズチェーン傘下の中小・小規模店舗等では2%を還元)

5%
or
2%
還元

このマークのお店なら
対象キャッシュレス手段*でお支払いいただくと

*対象キャッシュレス手段は店舗によって異なります。

よくあるご質問

Q どの店舗で買った場合にポイントももらえますか?

A この制度に登録された中小・小規模店舗での買い物対象です。対象店舗には、本制度のロゴが店舗スタッフが貼られます。また、ホームページでも対象店舗を公表します。

Q クレジットカードがないとポイントももらえますか?

A クレジットカードだけでなく、各種の電子マネーやスマホでのQRコード決済等様々な決済手段が対象となります。

Q 持っているカードが対象なのかはどうやって確認すればいいですか?

A お持ちのカードが本制度に登録されているかは、ホームページ上で確認いただくか、カードを発行している決済事業社へお問い合わせください。

※ID・パスワード等の個人情報の取扱いにはご注意ください。口座番号を電話でお聞きすることはありません。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

PAYMENTS
JAPAN

- 13 -

Q ケアラー（介護者）への社会的支援を

A 窓口的な取り組みが必要



小山 信美（公明党）



- Q 介護者の実態把握は。
- A 各計画作成時の調査は行いが、ケアの必要な家族や近親者の把握はしていない。
- Q 介護者の健康状態は。
- A 把握できていない。
- Q 自殺対策計画では自殺の背景に介護疲れも要因とある。啓発は。
- A 相談窓口を多くし周知、広報をしている。
- Q 総合相談窓口の設

- 置は。
- A 設置できるか考えたい。
- Q ヤングケアラー（※）の調査は。
- A 数の確認はできていないが、不登校児童生徒は57名。
- Q ヤングケアラーの認識は。
- A 概念をしっかりと認識し、見逃さないよう指導する。
- Q ダブルケアラー（※）の3大負担は精神的、体力的、経済的。これらのサポートは。

- A 行政サービスは縦割りなので、相談窓口で事業の周知に取り組む。
- 防災・減災**
- Q 避難所運営訓練の成果と課題は。
- A 避難知識、支援方法など体験できた。課題は受け付け。
- Q 防災会議のメンバー25人中、女性は2人だが、意見は備蓄品に反映されているのか。

- A おむつのみなので、種類を追加する。
- Q 液体ミルクの備蓄は。
- A 来年度以降、導入したい。
- Q 食物アレルギーの方への配慮、整備は。
- A おかゆ。防災用カレーも今後検討。
- Q 防災マップアプリの導入は。
- A 検討中だが、早期にと考えている。
- Q 非常用品収納エレベーターチェアの取り組みは。
- A 研究する。
- Q 改定される防災マップに浸水想定区域は。
- A 外水、土砂災害、高潮、内水、津波の5項目を掲載。



防災訓練

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供。

※ダブルケアラー：育児と介護の同時進行状態

Q 民間の商業施設開発への本町の関わりは

A 都市計画の変更



末石 伸二 (飛翔の会)



Q 地区計画の目的、目標は。

A 沿道型工業系複合交流ゾーンと位置づけ、運輸業、倉庫業及び商業、小売業、飲食業の土地利用を図る。

Q 完成予定日は。

A 年末を予定している。

Q 店舗数の計画及び、どのような店舗が入店するのか。

A 具体的に決まっていない。工業施設も同様である。

Q 行橋の商業施設をイメージすれば良いのか。

A 半分規模と考える。

Q 住まいや買い物は本町以外になっていないか。

A 住宅地の価格が近隣よりも少し高いのと商業施設が少ないというところが要因として挙げられる。

Q 商業施設への交通手段となるバスの検討状況は。

A 地区内にバスを入れることも想定して

計画している。

Q 交通量が多く、交通事故や渋滞が懸念されるが。

A 商業施設の設置者が周辺交通に迷惑をかけない計画と管理者の警察が協議を行い進めていく。

提言 本町は商業施設に弱い。民間事業と更に協力し合い、成長戦略として質の向上を図る工夫が必要である。

小波瀬西工大前駅周辺整備事業

Q 当初予算として1730万円が計上されたが、着手、実現に向けた取り組み状況は。

A 6月下旬に業務の発注を行い、集計作業と交通需要の推計作業を行っている。

Q 11月に完成予定であった複数の整備計画案は。

A 正確な歳出の事業費を見込むには年度末までかかる。

Q 関係機関との協議は。

A 検討の進捗に応じて行っている。

Q 令和2年の当初予算には反映できないのか。

A 当初予算という考えではない。臨時議

会があるときに提案したい。

Q この事業の優先順位は。

A 優先順位は高い。スキームと財源を総合的に見て行っていく。

Q 駅舎のバリアフリー化は令和2年までに設置しなければならないが。

A 原則として整備を行う目標が示されて

おり、可能な限り早く対応する必要があり。

Q 安全面への声が多く、少しでも事業を進めて頂きたい。複数計画案に対し、トップの判断が必要である。

A 事業の優先順位を高く、財政の裏付けをして工事着工に向け努力していきたい。



南原・殿川町地区開発地

Q 今後20年を想定した計画なのか

A 現状や課題、今後の町づくりの視点を整理



武内幸次郎（大樹会）



Q 今回の、都市計画マスタープラン見直しは活力ある魅力的な町づくりに資する計画なのか。

A 主眼点は人口減少などに対応した集約型の町づくり、工業用地確保と産業集積、災害に強い町づくりだ。

Q 都市マスは土地利用に関する極めて重要な指針だが今回の見直しは都市計画区域外を含め全町域だが。

A 白川地域にも土地利用において保全していくべき資源や農地がある。

Q 上位計画である総合計画や県の都市計画区域マスとの調整で町の現状を踏まえた思いを盛り込んだのか。

A 県の区域マスタープランに即して行っている。

Q 町長の思いは反映されているのか。

A 線引きの問題もあるが柔軟に対応がで

きる表現を盛り込み町の発展に繋げたい。

Q 昭和45年に策定された当時は空港、高速、バイパスなど想定していない。その後、発展は著しい。時代に即した計画に見直すべきだ。

A 規制と誘導という面もある。可能性も含めた見直しにしていく。

Q 重点項目に人口増加への可能性も加えるべきでは。人口増加の勢いのある

自治体ランキングでは苅田町は全国3位だ。

A 宅地化を促進する道路整備や民間活力を活用した宅地化の誘導などを考えている。

Q 既に地域間で人口を奪い合う時代に入ってきた。住宅地確保や子育て支援強化など、新たな施策強化が必要。

A 目配り気配りをしながら施策強化を図りたい。

Q 市街化区域は優先的に市街化を図っていく地域では。

A そのように認識している。

Q 未実施の理由として、宅地化誘導施策については未成熟と書かれているが。

A 都市計画道路等は

何度となく打ち合わせ等を行ってきている。何もしてないのではない。

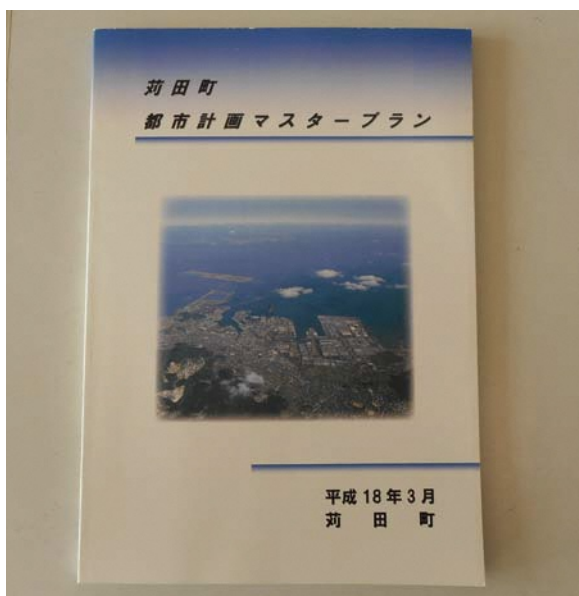
提言 結果が出てないのは、何も出来てないということ。

Q 調整区域に立地することを認めざるを得ないもの、認めて差し支えないものに県条例の区域指定がある。

A 広域幹線道路沿線が必要に応じた土地利用の検討ということとで盛り込んでいる。

Q 政治的、積極的なアプローチ不足だ。区民の総意で猪熊区から陳情が出されたが対応は。

A 県条例指定は要件が詳細であり条件を整理する必要がある。可能性を模索して行くことは必要だ。



苅田町都市計画マスタープラン

Q 地方自治体の役割りと責任について

A 住民の福祉増進を図ることが基本である



梶原弘子（無党派）



Q 地方自治体の役割と責任について聴く。

A 住民の意志に基づいて行なわれる住民自治と、団体自らの意志と責任のもとで行なわれる団体自治の2つが車の両輪のように機能しなければならぬ。

Q 国保税が高過ぎて支払えないという声が多い。加入者数は何人か。

国民健康保険税

A 令和元年の加入者数は6906人、世帯数4484世帯である。

Q 加入者の多くは200万円以下の所得者が多い。町の制度として7割、5割、2割の減免制度があるが対象世帯は。

A 7割軽減が1700世帯、5割軽減が750世帯、2割軽減650世帯。
Q 支払い相談で役場の窓口に来る人達の状態は。

A 相談に来て約束をするが支払わない人もいる。全体の60%の人が軽減されているし、前年の所得に

対して判定した結果この軽減額だと町から提案している。

Q 所得に保険料率を掛ける所得割と世帯の人数に応じてかける均等割、各世帯に定額でかける平等割があるが特に収入が無く、働いてもいない子どもも均等割の人数に入れられてい

る。やめるべきではないか。

A やめることは考えていない。

コミバス料金の改定を

Q 2000円のバス料金の年間収入額はいくらか。

A 10000万円弱で近年少しずつ減っている。

Q 原因は何か。

A わからない。

Q 利用者減の原因は乗車しても便利が悪いかからではないのか。今後どう改善するか。

A アンケートに応じて改善し、要望が多い低床バスやフリー降車を導入し、利用者の利便性を良くしようと改善した。

公園使用の有料化問題

Q 大熊公園でスポーツをしている子ども達からも利用料を徴収するのか。

A 減免措置等がある。

Q 高齢者が健康作りのためにグラウンドゴルフをしていたが、有料になったため、今は中止している。改善できないか。

A 改善の議論をした。

地球環境

Q プラスチック削減問題について。

A 制度構築は国、県に要望している。



国民健康保険ハンドブック

Q 白川北部の下水道整備について

A 事業の優先順位について検討する



坂本東二郎（高志会）



Q 整備の遅れは、行政の政策の犠牲になっているのでは。

A 白川南部地区の整備後、浄化センターの水処理の増築工事、し尿処理の前処理施設の建設、雨水ポンプ場の改築工事等が入ったため。

Q 整備が、一地区のみ取り残されているのは納税をしている住民として納得いかないと思うが。

A 現在、集落排水設備の運営コストに年

5000万円以上一般会計から繰り入れしている。現状の計画では、令和8年となっている。

Q この農業集落排水事業の行政評価を行ったか。

A この事業に対する行政評価というのは、



白川地域

メニューとして取り上げていない。

Q この整備事業を、やらないという理由屈のためにいろいろな数字を当てはめているとしか思えないが。

A この事業は令和8年から整備する計画になっている。大きなお金がかかるので、優先順位を立てていかなければいけないと思っている。

Q 片島、白川地域は、環境に恵まれた住環境を整備していく地域だと思いが。

A 荏田町は、都市計画を立て、都市計画区域を定めてまちづくりを行っている。

Q 白川地域が準都市計画区域であることは。

A 都市計画区域に

入っていないことは認識している。

提言 行政として切り捨てるのではなく、

1日でも早く一体的に整備ができるように地域に寄り添ってほしい。



旭ヶ丘団地

Q JR小波瀬西工大前の次年度の見通しは

A 今年度検討する



村上 智宣 (高志会)

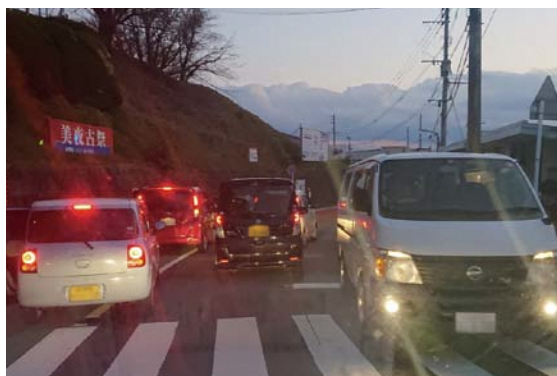


Q 検討業務は今年度末までかかるとのことだが、プラン案まで出てくるのか。

A 当初、来年度の予算計上を想定して、11月までには決定する考えであった。

Q 来年度はどのように進めていく予定なのか。

A 今の検討業務をしっかり行っ、それから組み立て



JR 小波瀬西工大前駅周辺

ていきたい。

Q 予算が必要となれば補正予算等でも対応できるのか。

A 補正予算等でも、タイミングに応じて

措置していく。

Q 前面道路は町道で、安全性に直結することなので、優先的にできるのでは。

A 安全面の観点からも、早く取り組んでいける方策がないか重要視していく。

Q バリアフリー化に關しても、令和2年度までに整備するよう指針が出ていると思うが。

A やらなくてはいけない課題であるので、JRと話を進めていく。

町の広報、広告の現状

Q 現在の告知の方法は。

A 広報誌とホームページを通じて行っている。

提言 ページビューや

ユニークユーザー数の視点からもホームページが有効に使えているかの研究をしてほしい。

Q SNSの活用状況は。

A フェイスブックについてはイベント情報等を発信している。LINEについては、災害時に通知機能が活用できないか検討している。

Q アプリ等の作成は考えていないのか。

A 今後研究していく。

提言 発信型の広報の

仕方を研究するようにしてほしい。

定住化策の現状と課題

Q 新規移住者の方の手續きに担当をつけたりできないか。

A 窓口の誘導や案内について注意する。

Q 東京にある、ふるさと回帰支援センターへの対応は。

A 受け身な体制になつてしまっている。

提言 本町を知ってもらう、呼び込む方法を考えていってほしい。



菟田町フェイスブック

荊田町 歴史探検隊

大原八幡神社

おおはらはちまんじんじゃ

大原八幡神社の御祭神は、
大原足尼命。
おおはらしくねのみこと

大原八幡神社の創建については、御祭神大原足尼命が神功皇后の御代（西暦二〇九年ごろ）豊前、豊後の国造として、民に大変人望があったとされ、特にこのころ、新津に港を造り公私船舶往還の港となり大いに栄えたとされています。命が亡くなると住民は、この徳を慕い大字新津字祖父墓の地に命の塚を造り祭りしました。

その後六世紀後半（西暦五七〇年ごろ）この京都地方を治めていた物部氏が祖先を同じとする命を、港の正面の恩塚山に大いなる塚（廟所）を造って氏神として祭ったとされています。それから現在まで1700年以上にわたり、小波瀬・新津地区の守護神として敬われています。現在でも、毎年四月第四日曜日には神幸祭が執り行われ、地域の方たちによつ

て御神輿が担がれ、子供たちも子供神輿を担いで地域を練り歩きます。

また、大原八幡神社のある新津は古くは荒津とも書いたとされており、貫山の東に連なる高城山の東南麓、小波瀬川下流左岸に位置しています。

地名の由来は、「地名辞典」には「古ハ新津ノ南二江湾アリシト云ウ」とあり、奈良期〜平安初期に豊前・豊後の三津の一つとして栄えた南西の草野津が土砂堆積のため衰えたあと、新たに起こった津の意とみられます。

大原八幡神社一の鳥居ですが、古代の波打ち際です。字名の中に文ノ浦・伊ノ浦・宮ノ浦・大浦のほか島田・喜衛門新地・大新地・浜田など、当時使われたであろう地名が残っています。

江戸期〜明治二十二年までは新津村。京都郡のうち、



小倉藩領。新津手永（手永）とは当時の行政区の名称。郡と村の間の単位）に属しており、慶応二年では雨窪、荊田、浜町、堤、光国、馬場、南原、集、尾倉、与原、新津、片島、岡崎、葛川、稲光の15ヶ村が属していました。その後、明治二十二年に小波瀬村の大字となりました。

あとかぎ

謹賀新年 昨年とはどのような年でしたか、天皇陛下の即位が行われ、歴史に残る年だったのではないのでしょうか 本町では、議会改選が行われ、議会構成も大きく様変わりし、新たなメンバーで本町のさらなる発展と町民福祉の向上を目指し町議会は船出しました。後世で振り返った時に荊田町中興の元年が令和だったと言われるように議会一丸となって頑張ります。本年も町民の皆様にとって輝かしい年になることをお祈りしております。

友田 敬而

議会広報特別委員会

委員 長	沖永 義樹
副委員 長	友田 敬而
委員	梶原 弘子
委員	小山 信美
委員	榎谷 忠明
委員	屏 正隆
委員	村上 智宣
委員	末石 伸二

表紙の写真



大原八幡神社初詣風景



議会だより かんだ (143号)
令和2年1月25日発行

編集・議会広報特別委員会
発行責任者・坂本東二郎

〒8000-0392 福岡県荊田町富久町1-19-1
☎093-434-1981 FAX093-434-2099